



写真 6. 6-2 都民が水に親しめる空間の整備状況



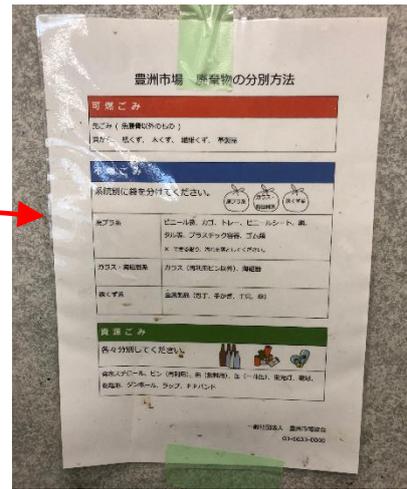
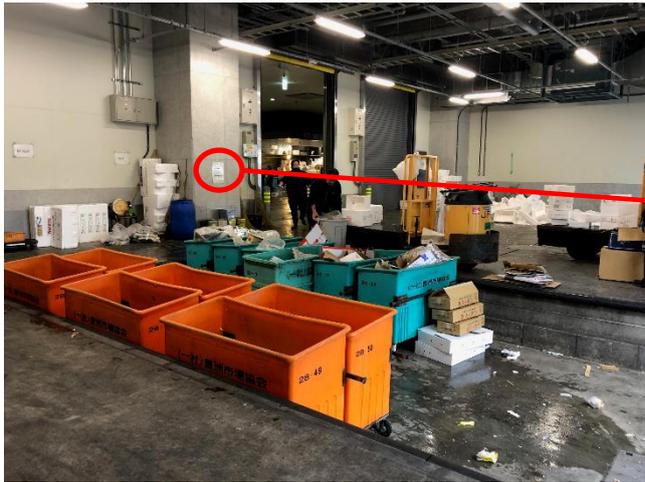
写真 6. 6-3 幹線道路との交差部の状況

6.7 廃棄物

廃棄物に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6.7-1 に示すとおりである。

表 6.7-1 廃棄物に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 市場流通施設内各所の廃棄物排出元からごみ保管室を経て、運搬・処分及び最終形態に到る一連の処理フローを確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物については、各街区において廃棄物集積所を設置した（写真6.7-1、表6.7-2参照）。それらの集積所を経た廃棄物については、市場内のリサイクル施設棟（中間処理施設を含む）を経由してリサイクル、または直接処理を行っている。
<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の収集、分別、保管のための適切な容量を備え、分別作業に配慮したごみ保管室を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物については、各街区において廃棄物集積所を設置した（写真6.7-1、表6.7-2参照）。各集積場所ではリサイクルのために分別を促している。
<ul style="list-style-type: none"> 目標となるリサイクル率を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では設定していないが、江東区長への「事業用大規模建築物における再利用計画書」の提出を通じて、今後、ごみ減量及び再利用について、目標を定める。
<ul style="list-style-type: none"> ダンボール類、びん、缶、ペットボトルは再生資源事業者等が回収し、産業廃棄物に係る業の許可を有した再資源化施設等で再資源化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ダンボール類、びん、缶、ペットボトルは再生資源業者が適切に回収し、100%再資源化を行っている。
<ul style="list-style-type: none"> 発泡スチロールについては、プラスチックの原材料として再生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 発泡スチロールは市場内のリサイクル施設棟においてインゴット化し、プラスチック製品の原料として再生事業者へ引き渡している（写真6.7-2参照）。
<ul style="list-style-type: none"> 魚腸骨は飼料・肥料業者が回収し、飼料等に再生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 魚腸骨については残渣集積所で収集し、工場等でフィッシュオイルやフィッシュミールに加工されている（写真6.7-3参照）。
<ul style="list-style-type: none"> パレットは破碎後、建材等へ再資源化する。 	<ul style="list-style-type: none"> パレットは市場内のリサイクル施設棟において破碎処理を行い、パーティカルボード等へのリサイクル原料として再生事業者へ引き渡している（写真6.7-4参照）。
<ul style="list-style-type: none"> 生ごみやプラスチックについては、東京都スーパーエコタウン事業者等と連携し、新市場におけるリサイクル率を向上させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でスーパーエコタウン事業者との連携は行っていないが、青果物の生ごみについては市場内で消滅型のシステムを用いて処理するなど、リサイクル率の向上に努めている（写真6.7-5参照）。
<ul style="list-style-type: none"> 現時点でリサイクルが困難な廃棄物については、今後リサイクル手法について検討を行い、リサイクル率の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルが困難な廃棄物はプラスチック片や使用済の紙くず、生ごみなどを含む混合廃棄物であり、現時点では、可能な限り分別を行い、リサイクルを行っている。今後もリサイクル率の向上に努める。
<ul style="list-style-type: none"> 「江東区清掃リサイクル条例」（平成11年江東区条例第34号）等に準拠して資源保管場所や作業場所の基準を満足するよう適切に設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 江東区清掃リサイクル条例施行規則に定める基準を満たすよう、5・6・7街区に廃棄物集積所25箇所、残渣集積所を2箇所、リサイクル施設棟を1箇所設置した。
<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物対策を実施し、リサイクル率の向上を図るためには、適正なリサイクル施設（中間処理施設）の整備、廃棄物の取り扱いルールなどを確立していく必要があることから、引き続き市場業者と協議を重ね具体化を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 7街区にリサイクル施設棟を設けた。また、廃棄物の取扱ルールについては、5街区では青果事業連合協会、6,7街区では豊洲市場協会が定め、運用している。
<ul style="list-style-type: none"> 発泡スチロールについては、プラスチックの原材料化に加え、エネルギー化など、多様な方法を比較・検討し導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 発泡スチロールは市場内の最終集積所においてインゴット化し、リサイクル原料として再生事業者へ引き渡しているのみであるが、多様な方法も引き続き検討していく。（写真6.7-2参照）。



※可燃ごみ(青色ボックス)、不燃ごみ(橙色ボックス)、発砲スチロール等に分別している様子を撮影

写真 6.7-1 廃棄物集積所

表 6.7-2 廃棄物集積所の箇所数及び面積

街区	箇所数	整備面積 (m ²)
5 街区	4	775.43
6 街区	12	1,561.31
7 街区	9	1,286.24



写真 6.7-2 発泡スチロールのインゴット化

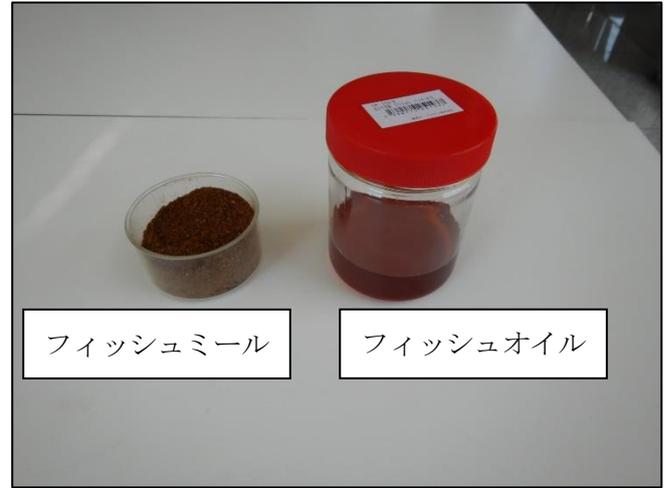


写真 6.7-3 魚腸骨の加工状況

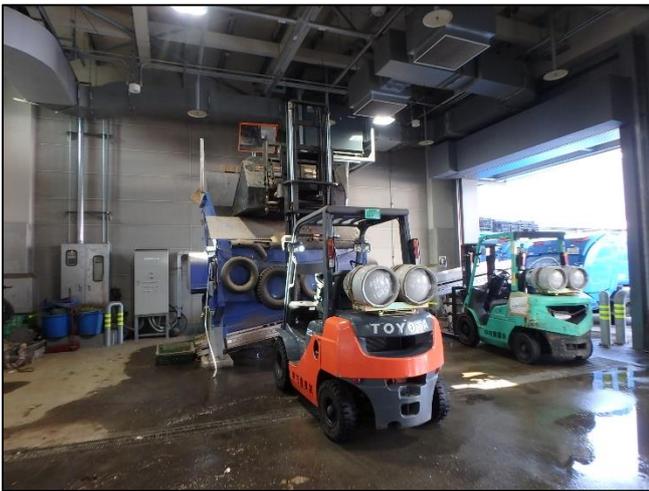


写真 6.7-4 パレット粉碎状況



写真 6.7-5 生ごみ消滅型システムの導入

6.8 温室効果ガス

温室効果ガスに係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6.8-1 に示すとおりである。

表 6.8-1(1) 温室効果ガスに係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 市場流通施設では、設備システムのエネルギー利用の低減率（ERR）について「東京都建築物環境配慮指針」（平成14年3月、東京都告示第384号）に定められる「段階2（工場等以外の用途：25%以上35%未満、工場等の用途：40%以上55%未満）」を達成するとともに、「段階3（工場等以外の用途：35%以上、工場等の用途：55%以上）」を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 青果棟、水産仲卸売場棟、水産卸売場棟、管理施設棟において、ERR を35%以上とした整備を行っている。
<ul style="list-style-type: none"> 市場流通施設のエネルギー削減目標を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に指定地球温暖化対策事業所に指定され、地球温暖化対策計画書を提出しており、今後、エネルギー削減目標の設定を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電を活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 青果棟及び水産卸売場棟の屋上に太陽光発電設備（2,000kW）を設置している（写真6.8-1参照）。
<ul style="list-style-type: none"> 照明や空気調和の効率的な運転制御を行うための中央監視システムの設置及び省エネ機器の採用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 中央監視システムを整備し、電気使用量のほか、熱源施設、ポンプ、ファンなどの適切な制御を行っている（写真6.8-2参照）また、トッランナー制度の指定を受けた変圧器（写真6.8-3参照）やLED蛍光灯などの省エネ機器を導入や市場が稼働していない時間帯における売場の照明の間引き運用（写真6.8-4参照）を行っている。
<ul style="list-style-type: none"> 場内搬送車両は排出ガスを出さない無公害車とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 場内搬送車両は建物内については、電動式のターレ又はフォークリフトに限定している。なお、建物外についてはフォークリフトのみ、ディーゼル規制に即した低排出ガス車の使用を認めている（p27 写真6.1-5 参照）。
<ul style="list-style-type: none"> 十分な電源設備を設置し、電動車等の無公害車が導入できる施設とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 各街区において、電動の場内搬送車両に対して、十分な電源設備を設置している（p28 表6.1-2及び写真6.1-6 参照）。
<ul style="list-style-type: none"> 市場流通施設では、屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値（PAL値）の基準値に対する削減割合について事務用途等のものについては「東京都建築物環境配慮指針」（平成14年3月、東京都告示第384号）に定められる「段階2（15%以上25%未満）」を達成するとともに、「段階3（25%以上）」を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の熱負荷の低減に関する目標であるPAL値の低減率について、青果棟では25.00%、水産仲卸売場棟では、15.66%を設定しており、青果棟は段階3（20%以上）、水産仲卸売場棟は段階2（10%以上20%未満）を達成することを目指している。
<ul style="list-style-type: none"> 建物の断熱性を向上し、卸施設、仲卸施設の低温化に伴う空気調和負荷を低減する。 	<ul style="list-style-type: none"> 青果棟、水産仲卸売場棟については耐火断熱鋼板パネル、水産卸売場棟については耐火断熱鋼板パネルに加え、冷蔵庫断熱パネルを外壁に使用し、断熱性の向上を図り、閉鎖型施設の供用に伴う空調負荷の低減化を図っている。

表 6.8-1(2) 温室効果ガスに係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 場内搬送車両（フォークリフトや小型特殊車両）に代わる輸送手段（自動搬送機等）の導入や物流の一元化・共同化により、場内搬送車両数を削減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両が変わる場内輸送手段として、5街区青果棟においては立体低温倉庫を設置し（写真6.1-1参照）、7街区水産卸売場棟においては垂直搬送機を導入した（p26 写真6.1-2 参照）。 ・ 5街区と7街区を結ぶ買い回りバスの運行、6街区水産卸売場棟における買出人への共同配送の実施により、車両台数の削減に努めている（p26 写真6.1-3 参照）。 ・ 卸売場や仲卸売場の近くに駐車スペースや搬出入バース、荷捌きスペースを配置することにより、円滑な車両交通や、搬入から搬出までの一貫した荷の流れを確保し、物流の一元化を図った（p27 図6.1-1、写真6.1-4参照）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転者が車内待機のためアイドリングを行わないよう運転者待機所を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラック運転者が待機時のアイドリングを行わないよう、水産卸売場棟1階、3階、4階のバースに運転者待機所を整備している（p29 写真6.1-8参照）。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同配送の利用を促進し、場内に入場する車両の台数を削減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青果棟から水産卸売場棟、水産卸売場棟への買い回りバスの運行や水産卸売場棟西側積込場における共同配送の実施により、車両台数の削減を図った。（p26 写真6.1-3 参照）。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保冷を行う必要がある冷蔵車や冷凍車が行うアイドリングをストップできるよう、車両につなぐ外部電源設備を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷蔵車・冷凍車に接続するアイドリングストップ盤を整備した。（p28 写真6.1-7参照）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両側に装着する外部電源装置については、保冷を必要とする車両に外部電源装置を装着するよう出荷者、卸業者、運送会社等、市場業者をはじめとする食品流通関係業者に働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5街区、7街区において、市場関係者に外部電源装置を利用するよう、看板等の設置により呼びかけた。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電以外の自然エネルギーも活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽熱（写真6.8-5参照）を利用した給湯、雨水を貯蔵し、緑地への散水、トイレの便器洗浄等に使用している。（p39 写真6.5-1参照）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外気冷房システムの活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外気冷房システムを導入し、エネルギーの削減を図っている。（写真6.8-6参照）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施段階において、導入する省エネルギーシステムが確定し次第、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年6月、法律第49号）に基づく省エネ措置の届け出、「環境確保条例」に基づく「建築物環境計画書」の提出を確実に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ措置の届出、建築物環境計画書の提出を行った。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は「環境確保条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度の対象事業所に該当することから、地球温暖化対策計画書を策定し、削減対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度に指定地球温暖化対策事業所に指定され、地球温暖化対策計画書を提出しており、同計画書に基づく削減対策を実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は「環境確保条例」に基づく地域におけるエネルギー有効利用計画書制度の特定開発事業に該当することから、エネルギー有効利用計画書の作成その他条例の定める諸施策を確実に実施し、環境への負荷低減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー有効利用計画書に基づき、省エネルギー性能目標値を定め、太陽光発電や地域冷暖房を導入し、環境負荷低減を図っている。



写真 6.8-1 太陽光発電の設置



写真 6.8-2 中央監視システムの導入



写真 6.8-3 省エネ型のトップランナーモールド変圧器の導入

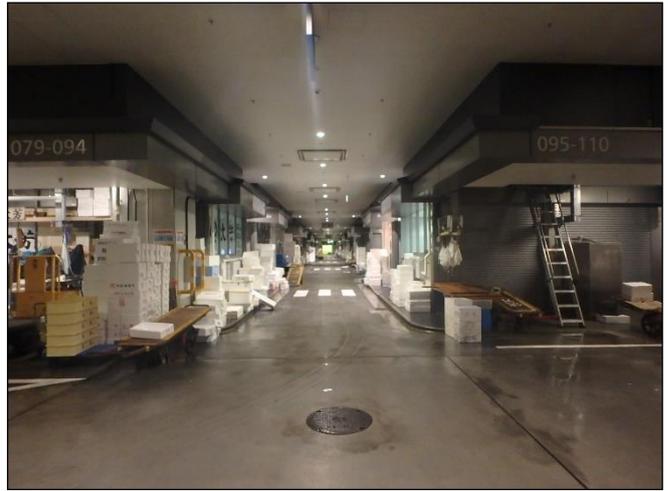


写真 6.8-4 LED の導入、蛍光灯の間引き運用



写真 6.8-5 太陽熱の利用状況



写真 6.8-6 外気冷房システムの活用状況